○文部科学省
厚生労働省告示第三号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の施行に伴い、並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）第八条第四号及び第五号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十一年文部科学省厚生労働省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月八日

文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一項第一号及び附則第二項中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改める。

○厚生労働省告示第六十六号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

第一　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める者（平成十三年厚生労働省告示第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第五号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第二　次に掲げる告示の規定中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に、「並びに厚生労働大臣」を「並びに都道府県知事」に改める。

一　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）第二の二の3の(1)

二　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6

三　看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）第一の四の6

○厚生労働省告示第六十七号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十七年厚生労働省告示第三百九十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年三月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二項の表一般社団法人日本人材派遣協会の項中「東京都千代田区飯田橋三丁目十一番十四号」を「東京都港区新橋一丁目十八番十六号日本生命新橋ビル二階」に改め、同表に次のように加える。

一般社団法人人材サービス支援センター	神奈川県横浜市緑区中山町三百二十二番地四ＩＴＭビル七階

○農林水産省告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市下境字山ノ根上三一九四、三一九五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ根上三一九五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岩手県遠野市宮守町下鱒沢七地割一〇四の一、一一五の二、一一九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

七地割一〇四の一・一一五の二・一一九の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区佐久間町大井七八九の一、七八九の三、七九一の一、七九一の三、七九六、八〇〇、八〇三、八〇四、八〇九、八一〇、八二四、九一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年三月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町相須字柳原六一二の二、六三二の二、熊野川町宮井字奥谷六四一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅